

黒部市の財政健全化判断比率などをお知らせします

平成19年6月に公布された自治体財政健全化法により、市には財政健全化に関する比率の公表が義務付けられています。市の財政状況等を市民の皆さんにご理解をいただくため、法律の概要と市の令和3年度決算における健全化判断比率をお知らせいたします。

財政健全化法とは？

地方公共団体に4つの健全化判断比率を算出させ、その数値を国が定める判断基準と比較することによって、各地方団体の財政状況を把握させることを定めています。

市の健全化判断比率とそれぞれの判断基準

比率名	指標の概要	早期健全化 基準値	財政再生 基準値	令和3年度 本市比率
実質赤字比率	当該年度の標準的な一般財源規模 (※1)に対する赤字の比率(※2)	12.90%	20.00%	— (※3)
連結実質赤字比率	当該年度の標準的な一般財源規模 に対する赤字の比率(※4)	17.90%	30.00%	— (※3)
実質公債費比率 (3カ年平均)	当該年度の標準的な一般財源規模 に対する償還した公債費(※5)の比率	25.0%	35.0%	10.9%
将来負担比率	当該年度の標準的な一般財源規模 に対する将来負担する可能性のある 負債(※6)の比率	350.0%	—	111.5%

早期健全化基準 → 4指標のうち1つでも判断基準を超えると「財政健全化計画」を策定し、計画的財政健全化を目指します。

財政再生基準 → 3指標のうち1つでもこの判断基準を超えてしまうと、大幅な起債制限(新たな借入の制限)を受けます。

各基準の数値 → 早期健全化基準のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、各自治体の財政規模に応じて算出されたものです。

※ 1. 令和3年度における黒部市の標準的な一般財源の額は13,560,983千円

※ 2. 「赤字」は一般会計等の範囲

※ 3. 令和3年度比率の「—」は、対象会計の範囲内合計で赤字とならないため

※ 4. 「赤字」は一般会計と特別会計の範囲

※ 5. 「公債費」は上記4と一部事務組合や債務負担行為に対する負担を含めた範囲

※ 6. 「負債」は上記5に第3セクター会計を含めた範囲

資金不足比率

会 計 名	経営健全化基準	令和元年度 本市比率
病院事業会計	20.0%	—
水道事業会計	20.0%	—
下水道事業会計	20.0%	—
簡易水道事業会計	20.0%	—
発電事業特別会計	20.0%	—
地域開発事業特別会計	20.0%	—
牧場事業特別会計	20.0%	—
フィッシャリーナ事業特別会計	20.0%	—

※各事業会計において資金不足額がないので、資金不足比率は算定されません。